（事務総長官房上席情報処理調査官付総括副長（情報処理調査官））同　広木彼呂志
事務総長官房総務課企画官に昇任させる
第三局担当を命ずる
（第二局防衛検査第一課総括副長（調査官））同　加藤　辰司
事務総長官房総務課企画官に昇任させる
第五局担当を命ずる
（事務総長官房人事課総括副長）
同　監物　幸雄
事務総長官房人事課監察官に昇任させる
（第四局文部科学検査第一課総括副長（調査官））同　中川　浩
事務総長官房人事課人事企画官に昇任させる
（第五局上席調査官（融資機関担当）付専門調査官）同　松本　春雄
事務総長官房調査課資料情報管理室長に配置換する
（事務総長官房上席検定調査官付総括副長（検定調査官））同　田中　弘章
事務総長官房上席企画調査官付会計検査院情報公開・個人情報保護審査会事務室長に昇任させる
（第三局環境検査課専門調査官）
同　藤﨑　義治
事務総長官房能力開発官付研修調査官に配置換する
（第二局防衛検査第一課原価検査室長）同　谷野　正明
事務総長官房能力開発官付公会計監査連携室長に配置換する
（第一局総務検査課総括副長（調査官））同　栗田　孫重
第一局財務検査第二課専門調査官に昇任させる
（独立行政法人水資源機構技術管理室技術調査課長）　星野　博
第二局厚生労働検査第一課厚生労働統括検査室長に採用する
（第五局上席調査官（融資機関担当）付総括副長（調査官））　白鳥　省吾
会計検査院事務官
第二局厚生労働検査第二課専門調査官に昇任させる
（事務総長官房総務課企画官（第一局担当））同　武藤　司
第二局防衛検査第一課統括調査官に配置換する
（第四局農林水産検査第一課総括副長（調査官））同　芳賀　昭彦
第二局防衛検査第一課原価検査室長に昇任させる
（第二局厚生労働検査第三課総括副長（調査官））同　今井　明彦
第二局防衛検査第二課専門調査官に昇任させる
（第五局上席調査官（特別検査担当）付専門調査官）同　近田　晃
第三局国土交通検査第一課国土交通統括検査室長に配置換する
（第三局国土交通検査第三課総括副長（調査官））同　牧羽　宗彦
第三局国土交通検査第二課専門調査官に昇任させる
（第三局上席調査官（道路担当）付総括副長（調査官））同　黒田富貴男
第三局国土交通検査第三課統括調査官に昇任させる
（第三局監理官付総括副長（調査官））同　山際　秀一
第三局環境検査課専門調査官に昇任させる
（第三局環境検査課総括副長（調査官））同　室井　利夫
第三局上席調査官（道路担当）付専門調査官に昇任させる
（事務総長官房人事課人事企画官）同　遠藤　厚志
第四局農林水産検査第一課農林水産統括検査室長に配置換する
（第四局農林水産検査第三課総括副長（調査官））同　武田　信雄
第四局農林水産検査第二課統括調査官に昇任させる
（第二局厚生労働検査第二課総括副長（調査官））同　平山　徳義
第四局農林水産検査第三課専門調査官に昇任させる
（第一局監理官付総括副長（調査官））同　村松　富雄
第五局上席調査官（情報通信担当）付専門調査官に昇任させる
（事務総長官房総務課企画官（第五局経済産業検査第一課総括副長（調査官））同　露木　慎一
第五局上席調査官（融資機関担当）付専門調査官に昇任させる
（第一局財務検査第二課総括副長（調査官））同　小川　薫
第五局上席調査官（郵政担当）付専門調査官に昇任させる
（第一局外務検査課総括副長（調査官））同　栗原　豊久
第五局特別検査課専門調査官に昇任させる
（第三局国土交通検査第一課総括副長（調査官））同　長森浩一郎
第五局上席調査官（特別検査担当）付専門調査官に昇任させる
（第三局国土交通検査第一課長）
同　布施　吉之
事務総長官房審議官に昇任させる
第三局担当を命ずる
（事務総長官房審議官）同　虎岡　寛道
第三局担当を免ずる
第五局担当を命ずる
（第一局財務検査第二課長）同　山口　亨
事務総長官房上席企画調査官に配置換する
（北海道監査委員事務局定期監査室長）　瀬良田祥二
第一局財務検査第二課長に採用する
（第三局環境検査課長）会計検査院事務官　田沢　久雄
第三局国土交通検査第一課長に配置換する
（事務総長官房上席企画調査官）
同　吉溪幸一郎
第三局環境検査課長に配置換する
（第二局厚生労働検査第一課総括副長（調査官））同　佐藤　稔久
事務総長官房総務課企画官に昇任させる
第四局担当を命ずる
（事務総長官房総務課企画官（事務総長官房担当））同　鷹箸　博史
事務総長官房総務課企画調整室長に配置換する
（国土交通省北海道開発局監査官）国土交通事務官　竹沢　信弘
第五局上席調査官（情報通信担当）に昇任させる
（事務総長官房総務課企画官（第三局担当））会計検査院事務官　福田　健志
国土交通省北海道開発局に出向させる
碓井　光明　内藤　恵　窪木登志子
会計検査院退職手当審査会委員に任命する（各通）
（以上四月一日）

官庁報告

官庁事項

事務所の住所変更

第八管区海上保安本部美保航空基地は、次のとおり住所が変更されました。

平成二十三年四月一日　海上保安庁

一　名　　称　第八管区海上保安本部美保航空基地
一　住　　所　鳥取県境港市佐斐神町二〇六四
一　郵便番号　六八四―〇〇五五
一　電話番号　〇八五九―四五―一一〇〇
一　変更開始日　平成二十三年四月一日
一　問い合わせ先　美保航空基地　〇八五九―四五―一一〇〇

労働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、マレーシア航空労働組合から、年間一時金等の要求に関して、平成23年４月６日以降、同組合の組合員が従事するマレーシア航空会社の全職場（千葉県、東京都及び大阪府）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成23年４月１日

厚生労働大臣　細川　律夫